

第375回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会次第

日 時：令和4年3月24日（木）15:30～

場 所：福岡県有明海水産会館

（柳川市三橋町高畑 271）

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

（1）令和4年度さし網等漁業福岡佐賀相互入漁許可方針について（協議）

（2）農林水産大臣管轄漁場における漁業権漁業の資源管理の状況等の報告について（報告）

（3）有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書等について（報告）

（4）農林水産大臣管轄漁場における佐賀、福岡両県の事業について（報告）

（5）その他

4. 閉 会

第375回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会出席者名簿

令和4年3月24日(木) 15:30～

委員

所 属	職 名	氏 名	備考
福岡佐賀有明海連合海区 漁業調整委員会	会長	西久保 敏	
	委員	古賀 善治	
	"	井口 繁臣	
	"	中島 龍	
	"	川下 始	
	"	古賀 秀昭	
	副会長	半田 亮司	
	委員	梅崎 義己	
	"	今村 克博	
	"	平野 年吉	
	"	松藤 文豪	
	"	森田 幸寛	

臨席者

所 属	職 名	氏 名	備考
水産庁 九州漁業調整事務所調整課	課長	和田 憲明	
	調整第一係長	川口 精二	
	免許調整係員	東野 享平	
福岡有明海 漁業協同組合連合会	指導部長	植田 新	
佐賀県有明海 漁業協同組合	指導課課長	中島 光	
	指導課	糸山 亮平	
福岡県農林水産部 水産局漁業管理課	漁業調整係長	上田 拓	
	技術主査	淵上 哲	
	主事	福澤 泉	
福岡県農林水産部 水産局水産振興課	係長	杉野 浩二郎	
	技術主査	俵積田 貴彦	
福岡県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	秋元 聡	
	主任主事	山田 菜美子	
	会計年度任用職員	平田 薫	
佐賀県農林水産部水産課	漁業調整担当係長	寺田 雅彦	
佐賀県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	江口 泰蔵	
	主査	増田 健斗	

令和4年度刺網漁業等福佐相互入漁(佐賀県有明海区への入漁)許可方針

第1 制限措置

1 漁業種類

佐賀県有明海区に入漁する漁業種類は、すずき流し刺網漁業、えび三重流し刺網漁業、雑魚一重流し刺網漁業、固定式刺網漁業及びげんしき網漁業とする。

なお、潜水器漁業は、別途取り扱うこととし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議する。

2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

120隻

3 船舶の総トン数

制限なし

4 推進機関の馬力数

制限なし

5 操業区域

佐賀県有明海(農林水産大臣管轄漁場を除く。)

6 漁業時期

1月1日から12月31日まで

7 漁業を営む者の資格

- (1) 福岡県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- (2) 福岡県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- (3) 佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。)第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (4) 適切な資源管理を実践できる者
- (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和4年7月1日から令和5年6月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間は、令和4年4月28日から令和4年5月31日までとする。
- 2 7月、10月、翌年1月の各月の末日時点において、有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数が120件に満たないときは、残枠について各月の翌月以降に1ヶ月間の申請すべき期間を設ける。1ヶ月間を新たな申請すべき期間として追加する。ただし、この場合において、申請すべき期間の最終日が閉庁日となるときは、その次の開庁日までを申請すべき期間に加える。

第4 許可の基準

申請すべき期間に受付けた申請の数が、許可又は起業の認可をすべき船舶の数を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。

ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可の有効期間中に申請に係る漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 申請に係る漁業と同一の福岡県の漁業許可を有している者
- (3) 申請に係る漁業以外の福岡県の漁業許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

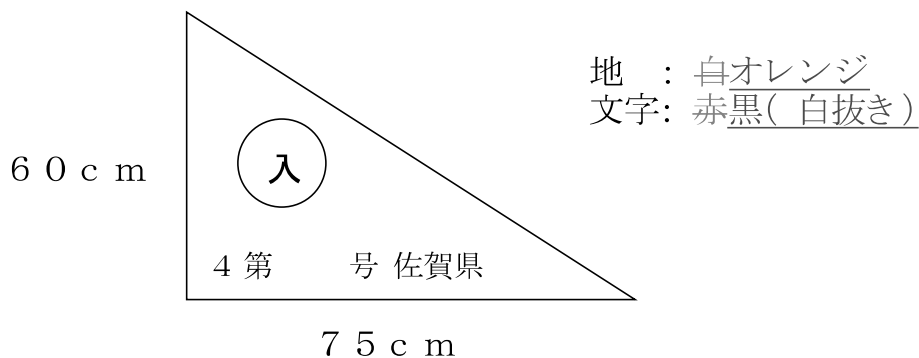
第5 条件
別紙のとおり

(すずき流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、530メートル(仕立上り)以下とし、網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上とする。
- 3 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考: はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

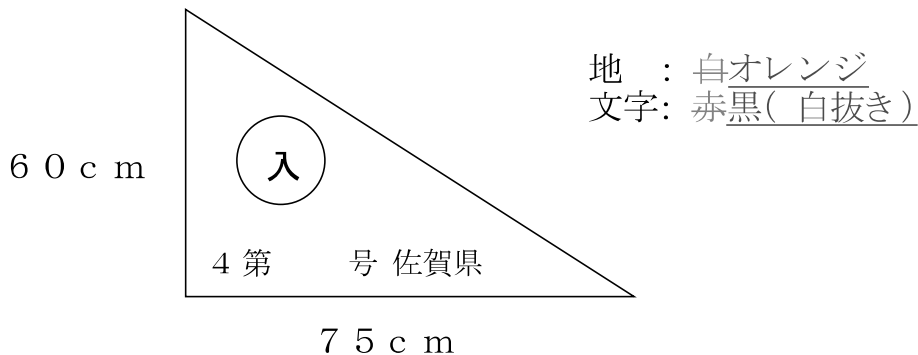
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(えび三重流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 一隻が使用する網の総延長は、300メートル(仕立上り)以下とし、網の目合は外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は2統までとする。(2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は、300メートルを超えることはできない。)
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) < 佐賀県漁業調整規則 >

第 55 条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

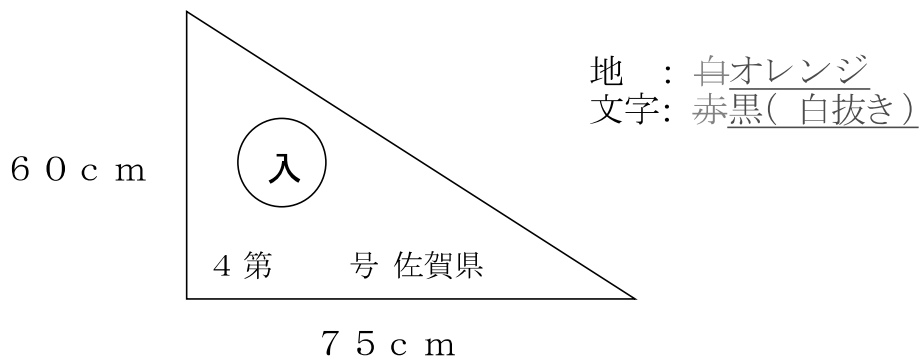
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(雑魚一重流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル(仕立上り)以下とし、網丈は6メートル以下、網の目合は10センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側: 赤、東側: 黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考: はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

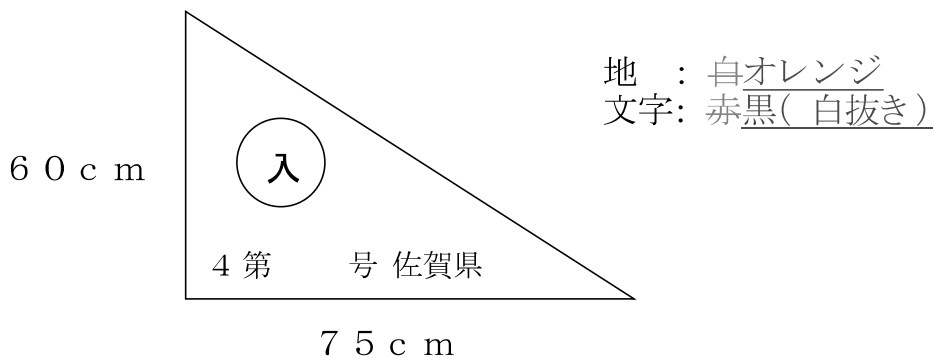
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(固定式刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 第1種区画漁業権(のり養殖業)漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル及び90メートルの大船通し、大潮通しの区域においては、のり養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100メートル以内では操業してはならない。
- 3 使用する網の総延長は、450メートル(仕立上り)以下とする。
- 4 使用する漁具は1統でなければならない。
- 5 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 6 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考: はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

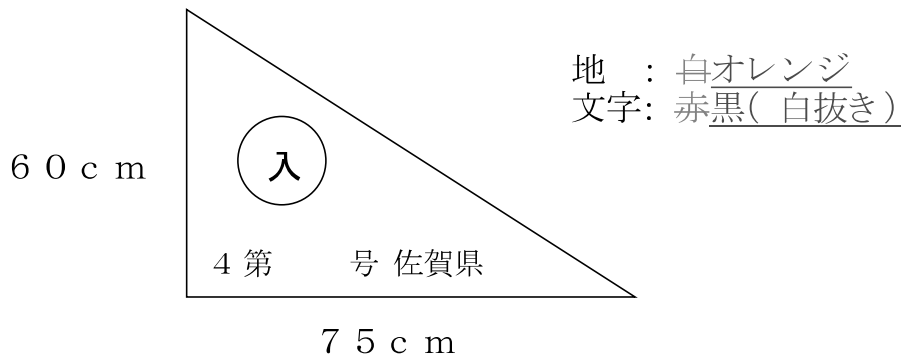
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(げんしき網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル(仕立上り)以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

(標旗)



(参考: はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

刺し網等漁業福佐相互入漁 (福岡県海域への入漁) 許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者(漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。)に対してのみ行うこととする。

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	住所要件
えび三重流し刺し網	全漁業種類合計で 120隻	佐賀県有明海区の海面に沿う市町、又はそれに隣接する市町に住所を有する者
すずき流し刺し網漁業		
雑魚一重流し刺し網漁業		
固定式刺し網漁業		
げんしき網漁業		

(2) 船舶の総トン数 定めなし

(3) 推進機関の馬力数 定めなし

(4) 操業区域 福岡県有明海海域(農林水産大臣管轄漁場を除く。)

(5) 漁業時期 1月1日から12月31日まで

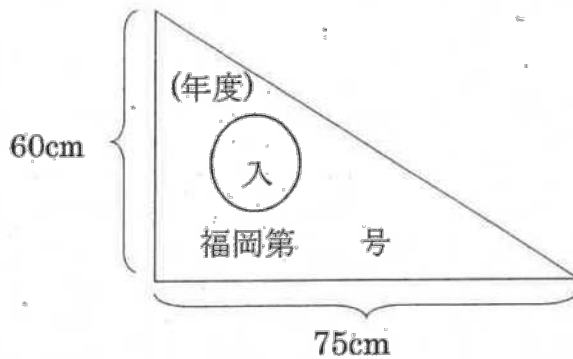
2 許可の有効期間

1年又は一斉更新までの残存期間とする。

3 条件

別記漁業種類ごとの記載のとおり。なお、標旗の色については別に定める。

※ 参 考：標旗の様式



4 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

5 その他

福岡県海域に入漁する漁業種類については、えび三重流し刺し網漁業、すずき流し刺し網漁業、雑魚一重流し刺し網漁業、げんしき網漁業及び固定式刺し網漁業に限る。また、潜水器漁業は別途取扱いとし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議するものとする。

附 則

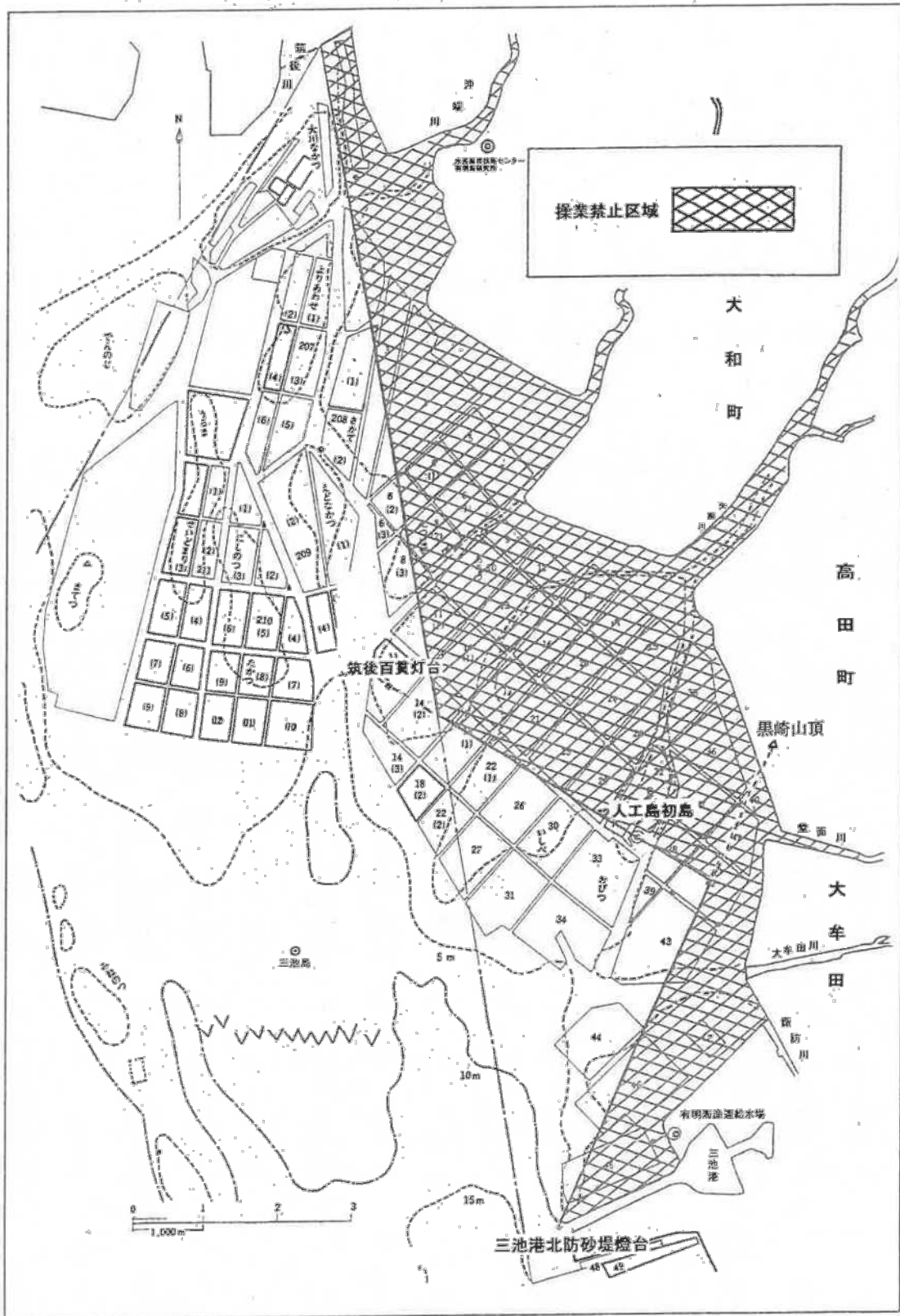
この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

【すずき流し刺し網漁業】

○条件

1. 筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸にいたる直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域においては操業してはならない。
2. 網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上でなければならない。
3. 1隻が使用する網漁具の総延長は、530メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
4. 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
5. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
6. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【すずき流し刺し網漁業操業可能区域】



【えび三重流し刺し網漁業】

○条件

1. 網の目合は、外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下でなければならない。
2. 網丈は、2メートル以下でなければならない。
3. 1隻が使用する網漁具の総延長は、300メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
4. 使用する漁具は、2統以内でなければならない。2統を使用する場合、その漁具の総延長は300メートルを超えてはならない。
5. ポンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
6. 作業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【雑魚一重流し刺し網漁業】

○条件

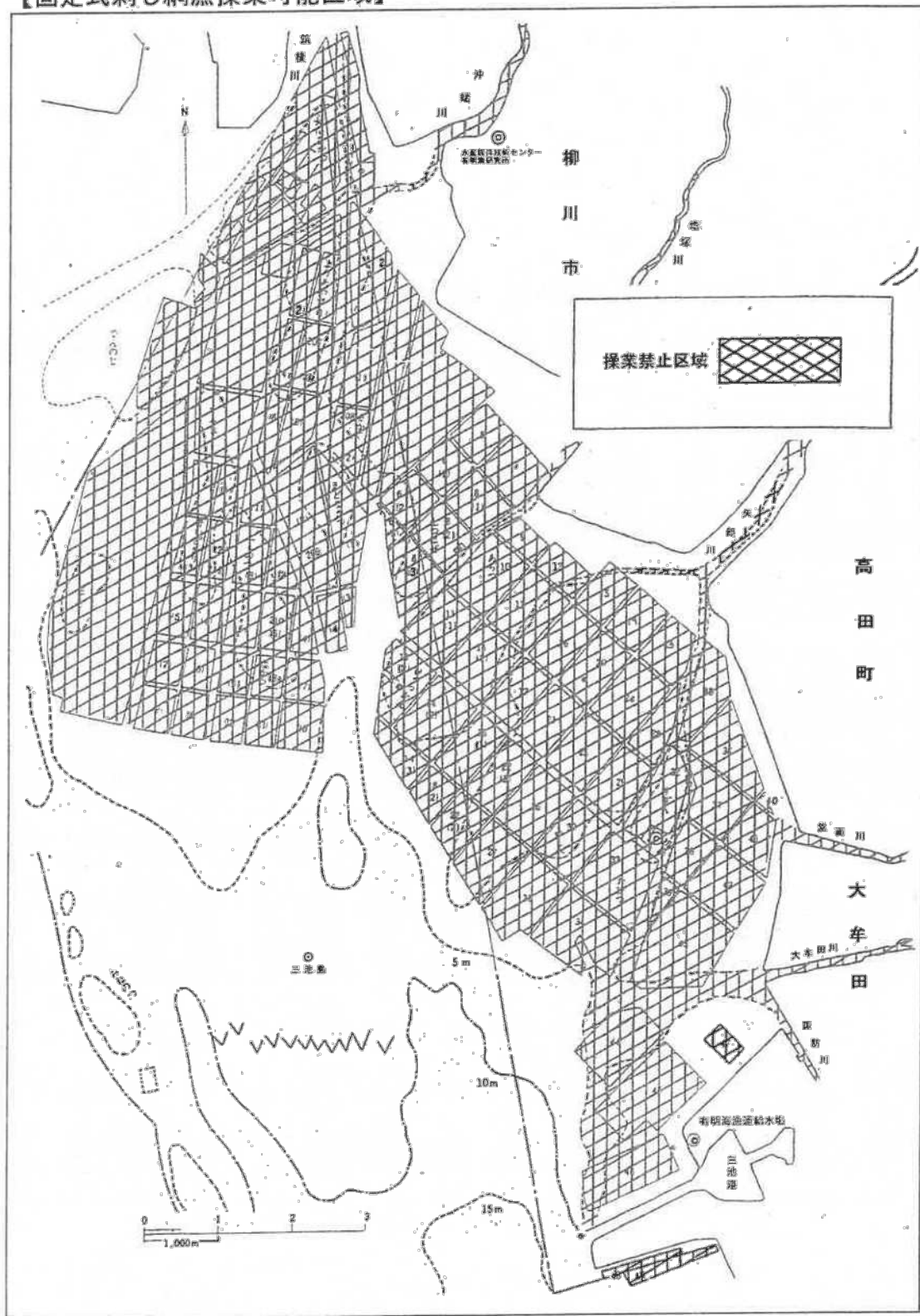
1. 網は、一重でなければならない。
2. 網の目合は、10センチメートル以下でなければならない。
3. 網丈は、6メートル以下でなければならない。
4. 1隻が使用する網漁具の総延長は、45.0メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
5. 使用する漁具は1統でなければならない。
6. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
7. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【固定式刺し網漁業】

○条件

1. のり養殖業の漁業期間は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大潮通し、大船通し（矢部川、塩塚川等の滞筋を含む。）においては、操業してはならない。
2. 1隻が使用する網漁具の総延長は、450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
3. ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
4. 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
5. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【固定式刺し網漁操業可能区域】



【げんしき網漁業】

○条件

1. 1隻が使用する網漁具の総延長は450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
2. 使用する漁具は1統でなければならない。
3. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
4. 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
5. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

令和4年度刺網漁業等福佐相互入漁許可内容の概要

漁業種類・条件等		福岡県からの入漁(佐賀県知事許可)	佐賀県からの入漁(福岡県知事許可)
操業区域		佐賀県有明海(農区を除く。)	福岡県有明海海域(農区を除く。)
許可枠		120隻	120隻
許可の有効期間		令和4年7月1日～令和5年6月30日	令和4年7月1日～令和5年6月30日
操業旗の掲揚		操業時は佐賀県が定める標旗を掲揚しなければならない。 (オレンジ地に黒文字)	操業時は福岡県が定める標旗を掲揚しなければならない。 (緑地に黒文字)
すずき 流し刺網 漁業	禁止区域	沖神瀬灯標を中心とした半径500m以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000mの点を中心とした半径500m以内の区域 (有共第2号及び第3号の区域内)	筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸に至る直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域
	網の総延長	530m(仕立上り)以下	530m(仕立上り)以下
	網の目合い	一重網:11cm以上 三重網:外網30cm以上、内網11cm以上	一重網:11cm以上 三重網:外網30cm以上、内網11cm以上
	網の統数	一重網又は三重網のいずれか1統	一重網又は三重網のいずれか1統
	ボンデンに設置する旗 漁具標識への記名	水面から1m以上の高さ、西側:赤、東側:黒 佐賀県漁業調整規則第55条に明記	水面から1m以上の高さ、西側:赤、東側:黒
えび三重 流し刺網 漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	300m(仕立上り)以下	300m(仕立上り)以下
	網の目合い	外網18cm以下、内網3.5cm以下	外網18cm以下、内網3.5cm以下 網丈2m以下
	網の統数	2統以内 (2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は300mを超えることはできない。)	2統以内 (2統を使用する場合、その漁具の総延長は300mを超えてはならない。)
	ボンデンに設置する旗 漁具標識への記名	水面から1m以上の高さ、西側:赤、東側:黒 漁業調整規則第55条に明記	水面から1m以上の高さ、西側:赤、東側:黒
雑魚一重 流し刺網 漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	450m(仕立上り)以下	450m(仕立上り)以下
	網の目合い	10cm以下 網丈6m以下	10cm以下 網丈6m以下
	網の統数	1統	1統 網は一重網
	ボンデンに設置する旗 漁具標識への記名	水面から1m以上の高さ、西側:赤、東側:黒 佐賀県漁業調整規則第55条に明記	水面から1m以上の高さ、西側:赤、東側:黒
げんしき 網漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	450m(仕立上り)以下	450m(仕立上り)以下
	網の統数	1統	1統
	ボンデンに設置する旗 漁具標識への記名		水面から1m以上の高さ、西側:赤、東側:黒
	その他		船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止
固定式 刺網漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内(第1種区画漁業権(ノリ養殖業)漁場及び当該漁場周辺に設けられた180m及び90mの大船通し、大潮通しの区域においては、ノリ養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100m以内についても操業禁止)	ノリ養殖漁業時期は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大船通し、大潮通し(矢部川、塩塚川等のみお筋を含む)
	網の総延長	450m(仕立上り)以下	450m(仕立上り)以下
	網の統数	1統	
	ボンデンに設置する旗 漁具標識への記名	水面から1m以上の高さ 上手側:赤、下手側:黒又は西側:赤、東側:黒 佐賀県漁業調整規則第55条に明記	水面から1m以上の高さ 上手側:赤、下手側:黒又は西側:赤、東側:黒
	その他		船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止

さし網等漁業福佐相互入漁許可船の操業旗(標旗)の概要

発行県:佐賀県

佐賀県海域に入漁する福岡県船が掲揚

年度	4	3	2	元	30	29	28	27	26	25	24
地	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(佐賀)	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤
入	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤

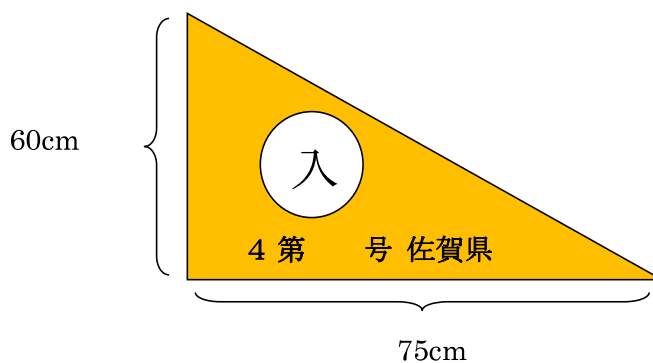
発行県:福岡県

福岡県海域に入漁する佐賀県船が掲揚

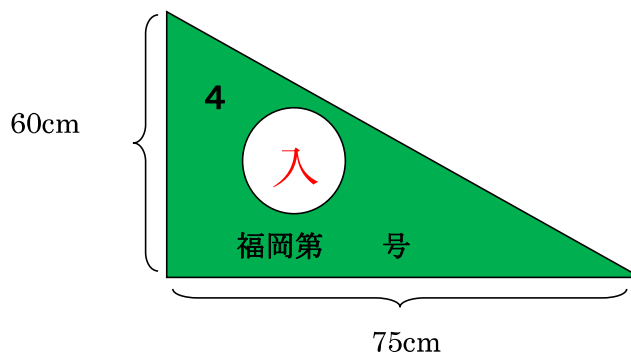
年度	4	3	2	元	30	29	28	27	26	25	24
地	緑	青	赤	緑	青	赤	緑	青	赤	緑	青
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(福岡)	黒	黒	白	黒	黒	白	黒	黒	白	黒	黒
入	赤	黒	赤	赤	黒	赤	赤	黒	赤	赤	黒

○令和4年度さし網等漁業 佐賀県入漁・福岡県入漁の標旗の色分け

佐賀県への入漁(福岡県船 福岡→佐賀)



福岡県への入漁(佐賀県船 佐賀→福岡)



3水管第2949号

令和4年 3月 7日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

福岡有明海漁業協同組合連合会、大川漁業協同組合、川口漁業協同組合及び上新田漁業協同組合から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき資源管理状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき貴委員会に報告する。

また、別添報告書のとおり、免許番号農区第1号、農区第11号、農区第205号及び農区第206号について漁場の利用が認められなかったため、同法第91条第1項第2号に該当することから、同条第1項の規定により指導することとしてよろしいか。

【共同漁業権】		報告対象期間：令和2年6月1日～令和3年5月31日										評価
農林ID号	免許番号	免許番号等 漁業権者	(2)漁業種の内訳 第1種共同	(3)漁業の名称	(4)漁業時期		(5)漁場の活用の状況		(6)組合員行使権		(7)資源管理に因する取組の実施状況	点検 結果
					始期	終期	操業状況	生産量	行使権者数	行使状況		
		福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種共同	かき漁業	1月1日	12月31日						○適切かつ有効に活用されている。
				あさり漁業	1月1日	12月31日						
				からすがい漁業	1月1日	12月31日						
				はまぐり漁業	1月1日	12月31日						
				ほい漁業	1月1日	12月31日						
				あかがい漁業	1月1日	12月31日						
				くまるとぼろ漁業	1月1日	12月31日						
				もがい漁業	1月1日	12月31日	28,080日 (117人× 20日/月)	あさり漁獲量 76,580Kg もがい漁獲量 18,370Kg にし漁獲量 216,450Kg	117人			
				にし漁業	1月1日	12月31日						
				たいらぎ漁業	10月1日	翌年5月31日						
				しおふき漁業	1月1日	12月31日						
				あげまき漁業	1月1日	12月31日						
				まてがい漁業	1月1日	12月31日						
				うみたけ漁業	1月1日	12月31日						
				はいがい漁業	1月1日	12月31日						
				しゃみせんがい 漁業	1月1日	12月31日						
				たこ漁業	1月1日	12月31日						
				顔むし漁業	1月1日	12月31日						
				しゃこ漁業	1月1日	12月31日	1,400日 (20人×70 日)	たこ漁獲量 9,860Kg しゃこ漁獲量 200Kg	20人			
				いそぎんちやく 漁業	1月1日	12月31日						
			第2種共同	竹羽瀬漁業	1月1日	12月31日	0日	-	1,372人	4人		
				三尺網漁業	1月1日	12月31日						
				あみもじ網漁業	1月1日	12月31日	600日 (10人×60 日)	個人出荷等	1,372人	10人		
				こうもり網漁業	1月1日	12月31日						
				待網漁業(繁網 及び手掛網漁業)	1月1日	12月31日						
				かにかご漁業	1月1日	12月31日						
				いかかご漁業	1月1日	12月31日						
				あなごかご漁業 (釜を使用するも のを含む。)	1月1日	12月31日	1,296日 (16人×81 日)	カザミ漁獲量 2,568Kg イシガニ漁獲量 2,952Kg コウイカ漁獲量 13,940Kg あなご漁獲量 268Kg ハセクサ漁獲量 1,223Kg	1,372人	16人		
				うなぎかご漁業 (釜を使用するも のを含む。)	1月1日	12月31日						

報告対象期間
 ①令和2年9月1日～令和3年4月30日(漁運)
 ②令和2年4月1日～令和3年3月31日(漁協)

【区画漁業権】

免許番号	(1)免許番号等		(2)漁業権の内容	(3)漁業の名称		(4)漁業時期		(5)漁場の活用の状況		(6)組合員行使		点検結果	評価
	川口漁協	大川漁協		漁業状況 (のり網枚)	生産量	行使権者数	行使状況						
農区第1号	川口漁協	川口漁協	第1種区画漁業	かきひび建養殖業	1月1日	12月31日	—	61人	0人	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項第2項に基づき指導。		
農区第1号	大川漁協	大川漁協	第1種区画漁業	かきひび建養殖業	1月1日	12月31日	—	21人	0人	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項第2項に基づき指導。		
農区第1号	上新田漁協	上新田漁協	第1種区画漁業	かきひび建養殖業	1月1日	12月31日	—	28人	0人	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項第2項に基づき指導。		
農区第11号	川口漁協	川口漁協	第3種区画漁業	かき養殖業	1月1日	12月31日	—	61人	0人	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項第2項に基づき指導。		
農区第11号	大川漁協	大川漁協	第3種区画漁業	かき養殖業	1月1日	12月31日	—	21人	0人	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項第2項に基づき指導。		
農区第11号	上新田漁協	上新田漁協	第3種区画漁業	かき養殖業	1月1日	12月31日	—	28人	0人	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項第2項に基づき指導。		
農区第205号	川口漁協	川口漁協	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	18枚	15人	1人	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項第2項に基づき指導。		
農区第206号	福岡有明海漁業協同組合	福岡有明海漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	4枚	480人	1人	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項第2項に基づき指導。		
農区第207号	福岡有明海漁業協同組合	福岡有明海漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	6,318枚	480人	73人	○	適切かつ有効に活用されている。		
農区第208号	福岡有明海漁業協同組合	福岡有明海漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	4,410枚	480人	75人	○	適切かつ有効に活用されている。		
農区第209号	福岡有明海漁業協同組合	福岡有明海漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	10,266枚	480人	122人	○	適切かつ有効に活用されている。		
農区第210号	福岡有明海漁業協同組合	福岡有明海漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	18,212枚	480人	213人	○	適切かつ有効に活用されている。		
農区第211号	福岡有明海漁業協同組合	福岡有明海漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	12,820枚	480人	182人	○	適切かつ有効に活用されている。		
農区第212号	川口漁協	川口漁協	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	220枚	15人	4人	○	適切かつ有効に活用されている。		
農区第212号	大川漁協	大川漁協	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	20枚	20人	1人	○	適切かつ有効に活用されている。		
農区第213号	川口漁協	川口漁協	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	1,005枚	15人	12人	○	適切かつ有効に活用されている。		
農区第213号	大川漁協	大川漁協	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	380枚	20人	11人	○	適切かつ有効に活用されている。		

3水管第2949号
令和4年 3月 7日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

佐賀県有明海漁業協同組合から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき資源管理状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき貴委員会に報告する。

【共同漁業権】		報告対象期間：令和2年12月1日～令和3年2月31日										評価
免許番号 農共1号	(1)免許番号等 漁業権者 佐賀県有明海漁業協同組合	(2)漁業種の内番 第1種共同	(3)漁業の名称		(4)漁業時期		(5)漁場の活用の状況		(6)組合員行使		行使状況	点検 結果
			初期	終期	漁業状況	生産量	行使権者数	行使状況				
			かき漁業	1月1日	12月31日							○適切かつ有効に活用されている。
			あさり漁業	1月1日	12月31日							
			からすがい漁業	1月1日	12月31日							
			はまぐり漁業	1月1日	12月31日							
			ほい漁業	1月1日	12月31日							
			あかがい漁業	1月1日	12月31日							
			くまさるぼう漁業	1月1日	12月31日							
			もがいの漁業	1月1日	12月31日	0日	【参考】 あさり漁獲量 400kg もがいの漁獲量 798,951kg かき漁獲量 51,850kg 他貝類漁獲量 1,900kg (※1)			0人 (※2)		
			にし漁業	1月1日	12月31日							
			たいらぎ漁業	10月1日	翌年5月31日							
			しおふる漁業	1月1日	12月31日							
			あげまき漁業	1月1日	12月31日							
			まてがいの漁業	1月1日	12月31日							
			うみたけ漁業	1月1日	12月31日							
			ほいがい漁業	1月1日	12月31日							
			しゃみせんがいの漁業	1月1日	12月31日							
			たご漁業	1月1日	12月31日	20日	100kg			1人		
			頼むし漁業	1月1日	12月31日							
			しゃご漁業	1月1日	12月31日							
			いそぎんらやく漁業	1月1日	12月31日							
		第2種共同	竹羽瀬漁業	1月1日	12月31日							
			三尺瀬漁業	1月1日	12月31日					2人		
			あみもし瀬漁業	1月1日	12月31日					16人		
			こもり瀬漁業	1月1日	12月31日					80人		
			侍瀬漁業(緊縮及び手押瀬漁業)	1月1日	12月31日					296kg		
			かにかご漁業	1月1日	12月31日	0日	【参考】 うなぎ漁獲量 270kg わらすぼ漁獲量 270kg あみ漁獲量 23,524kg 他えび類漁獲量 1,913,887kg がさみ類漁獲量 10,465kg 他かに類 52kg (※1)			38人		
			いかかご漁業	1月1日	12月31日					61人		
			あなごかご漁業(巻を使用するも)	1月1日	12月31日					19人		
			うなぎかご漁業(巻を使用するも)	1月1日	12月31日					5人		
				1月1日	12月31日					31人		
				1月1日	12月31日					18人		

(※1)令和2年1月から12月まで(報告対象期間が含む。)の大臣免許及び知事免許の共同漁業権漁場での漁獲量。
(※2)今回の報告対象期間が12月1日から3月31日までとなり、のりひび建漁業の漁業時期と重なるため行使実績無し。

【区画漁業権】

免許番号	(1)免許番号等 漁業種者	(2)漁業権の内容		(3)漁業の名称		(4)漁業時期		(5)漁場の活用の状況		(6)組合員行使権		点検結果	評価
		第1種区画	第1種区画	のりひび建養殖業	のりひび建養殖業	始期	終期	漁業状況 (のり網枚)	生産量	行使権者数	行使状況		
農区第201号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	2,844枚	17.7億枚	92人	67人	○	適切かつ有効に活用されている。	
農区第202号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	2,796枚	200.4億円	328人	91人	○	適切かつ有効に活用されている。	
農区第203号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	3,140枚	※総生産枚数 総生産額は知事 免許分を言む。	127人	82人	○	適切かつ有効に活用されている。	
農区第204号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	17,224枚		353人	269人	○	適切かつ有効に活用されている。	

(7)資源管理に関する取組の実施状況

- 漁業権行使規則の取組事項
 - 漁業の方法(養殖規模、養殖期間等)を遵守
- 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組
 - 継続的な養殖生産を行うため、集回管理を実施。(病害対策、養殖水位設定、珪藻日、冷凍網出庫日等)
 - 海鳥被害のための取組を実施。(河岸・海岸・海面清掃、植林活動、海底耕耘、二枚貝殻の増殖等)
 - 組合員行使権者に対し漁業関係法令及び行使規則、のり養殖に関する基本方針、活性処理に関する実施要領を遵守
- その他の取組
 - 水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関等が実施する試験研究、調査等に協力

昭和二十四年法律第二百六十七号

漁業法(抜粋)

(資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

(指導及び勧告)

第九十一条 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

一 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。

二 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。

3 前二項の規定により指導し、又は勧告しようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

令和二年農林水産省令第四十七号

漁業法施行規則(抜粋)

(資源管理の状況等の報告)

第二十八条 法第九十条第一項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第九十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 漁業権の種類及び免許番号
- 二 報告の対象となる期間
- 三 資源管理に関する取組の実施状況
- 四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 五 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
- 六 その他必要な事項

3 法第九十条第二項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、一年に一回以上行うものとする。

協 定 書

平成30年6月18日

有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、水産庁九州漁業調整事務所を立会人として、漁場に生活する両県漁民が漁場の秩序を維持し、安堵して生業に励み紛議が起こらないことを祈念して、ここに有明海の一部漁場を農林水産大臣が一時管轄することを認め、「有明海における佐賀福岡両県の漁場計画樹立方針に関する覚書」の趣旨を尊重し、次の事項を承認するとともに、誠実にこれを遵守することを協定する。

(農林水産大臣の管轄する漁場の範囲及び行う事項)

第1条 農林水産大臣の管轄する漁場は、次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域とする。

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角（有明海の福岡、佐賀両県漁場境界標石柱）と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角（有明海の佐賀、福岡両県漁場境界標石柱）とを結んだ直線上の中央点（筑後川川口中央）

点イ 点アと三角岳頂上を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点ウ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点エ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、竹崎島南西端と福岡、熊本両県の県境を結んだ直線との交点

点オ 点アと竹崎島東端を結んだ直線上、竹崎島東端から1,000メートル北の点

2 農林水産大臣の管轄する漁場において、農林水産大臣が自ら行う県知事の権限の範囲は、漁業の免許に関するものに限るものとする。

(連合海区漁業調整委員会の設置)

第2条 両県の有明海区漁業調整委員会は、漁業法第105条第4項の規定に基づき、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下「福佐委員会」という。）を組織し、有明海における漁業調整に関する事項を処理するものとする。

なお、両委員会の構成及び運営については、同委員会事務規程で定める。

(漁業の免許の事前調整)

第3条 両県の知事は、漁場計画樹立にあたって、その決定に先立ち、福岡県地先においては、柳川市大和町地先中島川（矢部川）みおすじ以西の区域、佐賀県地先においては、佐賀市東与賀町地先あばきのたお以東の区域（以下「関係漁場」という。）の計画については、福佐委員会の意見を聴くものとする。

(共同漁業に関する事項)

第4条 農林水産大臣の管轄する漁場における共同漁業については、福岡有明海漁業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合の共有として免許を受け、この漁場以外の海域における共同漁業については、両県の知事が、それぞれの地先について免許するものとし、相手県の漁業協同組合に対しては、原則として平等に入漁権を設定するものとする。

なお、両県は次の各号に掲げる措置をとる。

- (1) 入漁権設定契約にあたっては、各漁業種別の実績を認めるほか、両県漁民の取り扱いの公正を期すること。
- (2) 両県に関係がある漁業の取り扱いについて差異が生じる場合は、事前に福佐委員会で協議し、その統一を図ること。

(区画漁業に関する事項)

第5条 農林水産大臣の管轄する漁場における区画漁業は、農林水産大臣の免許を受け、同漁場以外の海域における区画漁業は、両県の知事がそれぞれの地先について免許するものとする。両県は、漁場計画樹立の場合はもちろん漁業権行使の場合においても、関係漁場につき福佐委員会がその位置、区域及び行使内容を明確にする権利を有し、義務を負うことを認めるとともに、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) 稚貝が多量に発生する区域は、区画漁業の漁場として計画を樹てないこと。

(2) 第3種区画漁業である貝類養殖業の漁場区域内に、たいらぎ等区画漁業の内容となっていない貝類が大発生した場合は、福佐委員会が協議のうえ、当該貝類の採取について公正な措置をとること。

(3) 農林水産大臣の管轄する漁場と知事の管轄する海域にまたがる漁場の区画漁業については、原則としてその漁場の管轄を異にする面積の大小により、その大きい面積を管轄する者の管轄に入れるものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。この場合は、福佐委員会に諮り公正な措置をとること。

(許可漁業に関する事項)

第6条 両県の知事は、許可に係る漁業の操業区域が農林水産大臣の管轄する漁場を含む場合には、許可に際し、福佐委員会の意見を聴き、相手県の知事と協議し、その同意を得たうえで許可するものとする。

2 両県の知事は、農林水産大臣の管轄する漁場以外の海域における両県の許可漁業については、従来の実績を認め、両県漁民の取り扱いの公正を期するとともに、必要のある場合は、あらかじめ、福佐委員会の意見を聴いて、統数その他の制限事項を定めるものとする。

3 両県は、本条の実施を円滑にするため、常に緊密な連絡協調を保ち、特に農林水産大臣の管轄する漁場における漁業に関し、両県の取り扱いが異なるものについてはなるべく早い時期に両県において協議し、同一の取り扱いができるよう努力する。

(その他の事項)

第7条 農林水産大臣の管轄する漁場における漁業については、両県ともに漁業資源の愛護と漁業秩序の確保に努める義務を負うことを認め、問題が起きた場合は、福佐委員会で協議のうえ、適正な措置をとる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、平成30年9月1日から5か年とする。

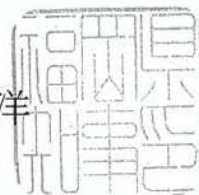
以上のとおり各項目について双方の意見の一致をみたが、両県は本協定があくまで臨時的措置であることを認め、不断に有明海沿岸漁業の自然的条件及び社会

的経済的條件の考究に努めて、速やかに最終的妥協点に到達するよう努力することを誓約し、本書5通を作成のうえ、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福岡県知事

小川 洋



福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場 澄夫



佐賀県知事

山口 祥義



佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

徳永 重昭

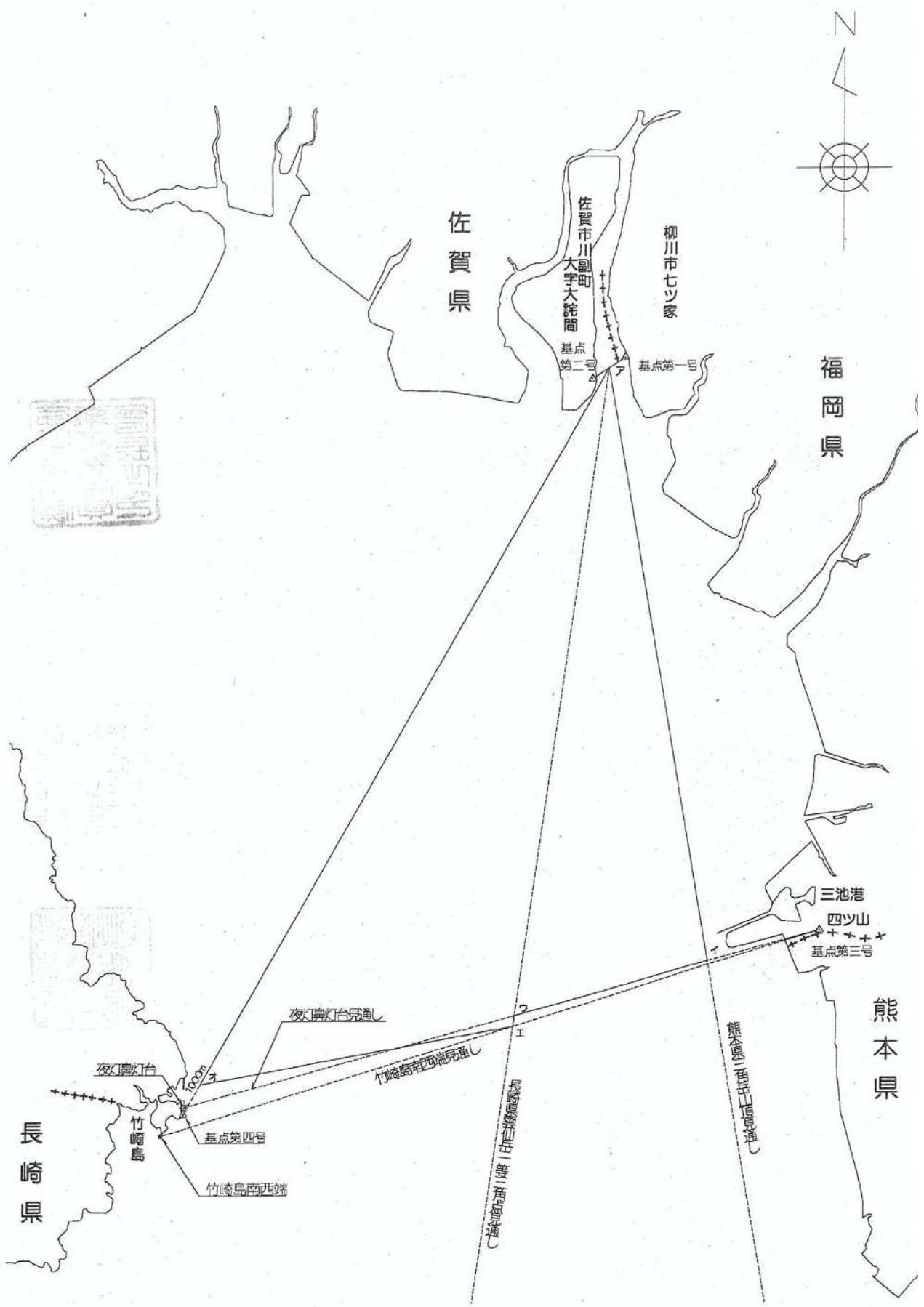


(立会人)

水産庁九州漁業調整事務所長

佐々木 拓





確 認 書

平成30年6月18日

確認書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書（以下「福佐協定書」という。）について下記事項を確認した。

記

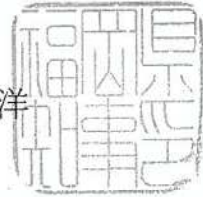
1. 福佐協定書第3条については、福佐委員会は両県の知事が樹立しようとしているそれぞれの漁場計画を最大限尊重するものとする。
2. 佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、現時点において福佐協定書第3条及び第5条の改廃、存続について見解に相違があることを認め、今後、検討会を継続して開催し、解決に向け努力するものとする。

上記事項確認の証として本書5通を作成し、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福岡県知事

小川 洋



福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場 澄夫



佐賀県知事

山口 祥義



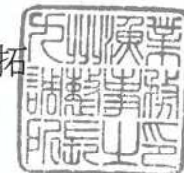
佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

徳永 重昭



(立会人)
水産庁九州漁業調整事務所長

佐々木 拓



令和4年度水産基盤整備事業概要

- 1 令和4年度水産基盤整備事業 実施予定位置図
- 2 令和4年度水産基盤整備事業 実施予定一覧表
- 3 福岡県有明地区 水産環境整備事業の概要

福岡県
水産振興課漁場整備係



令和4年度 水産基盤整備事業 実施予定位置図
大川市

211(6)工区 (前期)

8(2)工区 (前期)

14(1)工区 (後期)

25工区 (後期)

26工区 (前期)

43工区 (後期)

■ 前期工事
■ 後期工事



有明海

縮尺 S=1:15,000

2. 令和4年度 水産基盤整備事業実施予定一覧表

福岡県水産振興課

【農共分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤整備事業	福岡県	福岡県有明	2.11(6)	柳川市地先	R4年5月上旬~7月下旬	覆砂 219,930 m ³	砂厚 35cm
			1漁場			219,930 m ³	

【有共分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤整備事業	福岡県	福岡県有明	8(2)	柳川市地先	R4年5月上旬~7月下旬	覆砂 193,270 m ³	砂厚 20cm
	"	"	14(1)	柳川市地先	R4年5月下旬~8月中旬	" 228,000 m ³	砂厚 20cm
	"	"	25	みやま市地先	R4年5月下旬~8月中旬	" 252,200 m ³	砂厚 20cm
	"	"	26	みやま市地先	R4年5月上旬~7月下旬	" 159,010 m ³	砂厚 20cm
			43	大牟田市地先	R4年5月下旬~8月中旬	" 128,590 m ³	砂厚 35cm
			5漁場			計 961,070 m ³	

合計 1,181,000 m³

3 福岡県有明地区 水産基盤整備事業の概要

覆砂工事について

- 1 施工箇所の測量を行い、施工区域に旗竿を立てます。
- 2 音響測探機を用いて施工前の測探を行います。
- 3 海砂採取地から運搬船にて海砂を搬入します。
- 4 工事区域沖合の瀬取り位置にて運搬船からガット船等へ海砂を積み替えます。
- 5 ガット船等で工事区域に海砂を投入します。
- 6 クレーン付台船で均し機(鋼製)を曳いて不陸均しを行います。
- 7 音響測探機を用いて施工後の測探を行います。